

要 望 書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成22年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員 長 高 田 正 弘
(井原市議会議長)

目 次

1. 地域主権改革の推進について	1
2. 地方議会の権能強化等について	4
3. 消防防災体制の充実強化について	7
4. 過疎地域の自立促進について	9
5. 合併市町村に対する支援の拡充及び国の 制度創設・改正時のシステム構築について	11
6. 基地対策関係予算の確保等について	13
7. 治安対策の強化等について	15
8. 北方領土返還について	17
9. 人権救済制度の確立について	19

1. 地域主権改革の推進について

地域主権改革の第一歩である地域主権改革関連3法案は、前通常国会において継続審査とされたが、これら3法案は、今後の地域主権改革の進展を図る上で極めて重要なものであり、今臨時国会において一刻も早く成立させる必要がある。

また、去る6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」においては、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な方針が示されたところであり、同大綱に沿って改革が確実に実施されなければならない。

地域主権改革の目的は、地方が自らの判断と責任の下で行財政運営を行うことができる仕組みを構築し、地域の個性を活かし活力に満ちた地域社会を実現することであり、その強力な推進が必要である。

よって、国においては、地域主権改革の推進のため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 地域主権改革関連3法案の早期成立

政策・制度の立案や見直しに当たり、地域の実情を

踏まえた地方からの提案等を法律上保障する「国と地方の協議の場に関する法律案」など地域主権改革関連3法案を、今臨時国会において速やかに成立させること。

(2) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方自治体の自由度を高め条例制定権の拡大を図るため、国による義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小を行うこととし、少なくとも地方分権改革推進委員会の勧告に基づく見直し条項については、勧告どおり見直すこと。

(3) 国と地方の役割分担の見直しと都道府県から市への権限移譲

国と地方の役割分担を見直し、国から地方に事務・権限及び財源を一体的に移譲すること。

また、「補完性・近接性の原理」に基づき、住民に身近な行政を担う基礎自治体への事務・権限及び財源の移譲を推進することとし、当面、地方分権改革推進委員会の勧告どおり都道府県から市への権限移譲を行うこと。

(4) 国の出先機関の廃止・縮小

国の出先機関の廃止・縮小により国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

2. 地方議会の権能強化等について

地域主権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すこととなる。

このような中、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本改正に向けた検討を行うため、総務省に地方行財政検討会議が設置され、議会と長の関係、議会のあり方等について議論がなされている。

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、更なる地方議会の権能強化が必要であり、現行二元代表制を堅持した上で、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直し、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できる「強い議会」の構築が必要不可欠である。

よって、国においては、地方議会の権能強化を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 地方議会議員の法的位置付けの明確化

地方議会議員の法的な位置付けを明確にするため、

地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定すること。

(2) 地方議会の権能強化

地方議会の権能強化を図るため、次の事項を実現すること。

- ① 議長に議会招集権を付与すること。
- ② 予算修正権の制限を撤廃すること。
- ③ 専決処分の要件を厳格化するとともに、決算不認定の場合及び専決処分不承認の場合の措置を明確化すること。
- ④ 議長に議会費予算執行権を付与すること。
- ⑤ 閉会中の委員会活動を自由化すること。
- ⑥ 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。
- ⑦ 市が出資している法人の経営状況の議会への報告については、市が2分の1以上を出資している場合に限り義務付けているが、この基準を4分の1以上に拡大すること。

(3) 地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化

地方議会議員選挙における住民と候補者の接点の拡大と政策本位の選挙の推進を図るため、公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めること。

3. 消防防災体制の充実強化について

近年の社会環境の急速な変化に伴い、火災をはじめとする災害の様相は複雑・多様化の傾向にあり、加えて、地震・風水害等の大規模な自然災害が多発している。

こうした災害に対応する消防防災行政は、市町村が責任をもって処理すべきものとされており、各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであり、今後も広く住民の期待に応えるためには、消防防災体制の更なる充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

(2) 消防広域化事業に対する財政措置の充実

広域化対象市町村が広域消防運営計画達成のため実

施する事業に要する経費に対し、引き続き必要な財政措置を講ずること。

4. 過疎地域の自立促進について

平成22年4月より「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限が6年間延長され、併せて過疎地域の要件追加、過疎対策事業債をはじめとする特別措置の拡充等が図られたところである。

しかしながら、過疎地域においては、人口減少と高齢化が特に顕著であり、生活・生産基盤の弱体化も進み、極めて深刻な状況に直面しており、引き続き総合的な過疎対策を推進することが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上の特段の財政措置を講ずること。

(2) 税制の抜本改革等に当たっての過疎地域への配慮

税制の抜本改革及び補助金の一括交付金化に当たっては、過疎地域の行財政運営等に十分配慮すること。

また、過疎地域における所得税及び法人税の租税特別措置の適用期間を延長すること。

5. 合併市町村に対する支援の拡充及び国の制度創設・改正時のシステム構築等について

地方はこれまで自主的な市町村合併の推進に鋭意努力してきたところである。

しかしながら、各市町村は合併後の行財政運営等において、様々な問題を抱えており、更なる支援措置の充実強化が必要不可欠である。

また、国による制度の創設・改正に伴うシステムの構築・改修費は増大しており、各地方自治体にとって過大な財政負担となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 合併市町村に対する財政措置の充実等

- ① 合併特例債等の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- ② 合併市町村に対する普通交付税算定の特例措置を確実に実施すること。

- ③ 合併特例法に基づき、今後合併する市町村に対しても、十分な財政支援措置を講ずること。
- ④ 地理的な理由等により合併が困難な市町村に対しては、地方交付税等による財政支援措置の拡充強化を図ること。

(2) 国の制度創設・改正時のシステム構築

国が、全国一律の制度を創設または改正する場合には、国の責任において、システムの構築を図ること。

なお、既存システムの改修等に対応する場合は、改修費等について、全額国費で負担すること。

6. 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 基地交付金・調整交付金の所要額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の概算要求額を満額確保すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

(2) 基地周辺対策事業の充実強化

基地周辺対策事業については、昨年の民生安定助成事業・特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業仕分けの結果を踏まえて、より使い勝手をよくするため、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和を図るとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額要求を満額確保すること。また、その他の基地周辺対策経費の所要額を確保すること。

(3) 補助金の一括交付金化について

基地交付金・調整交付金及び基地周辺対策経費は、地方税の代替的性格及び国家補償的性格に鑑み、一括交付金化の対象としないこと。

(4) 日米地位協定の抜本的な見直し

在日米軍基地から派生する事件・事故等、また基地に起因する環境問題から国民の生命・財産を守るため、日米地位協定については、不断の運用改善に努めつつ、抜本的な見直しを行うこと。

7. 治安対策の強化等について

近年の犯罪は、国際化、広域化、低年齢化が進み、また、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑化、多様化している。さらに、各地で無差別犯罪が続発するなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致問題に関しては、未だ安否未確認の拉致被害者など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 治安対策の強化

① 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取り組みを強化するとともに、留置場・拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。

また、犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

② 地方警察官の増員と人口密集地域や犯罪多発地域への重点配備を図るとともに、更なる交番・駐在所の整備を図ること。

(2) 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致被害者とその家族の支援策の更なる充実を図ること。

8. 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還の実現は日本国民の一致した願いである。

今後、日露両国が平和条約を締結して安定的な日露関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

それにもかかわらず、ロシア大統領が、国後島を訪問したことは、不法占拠状態の固定化につながることで憂慮される深刻な事態である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 早期の返還実現

北方領土の早期返還を実現するため、積極的な対露外交交渉を展開するとともに、より一層の国民世論・国際世論の喚起を促すための啓発活動や北方四島在住民との相互交流・理解の増進、さらには返還要求運動の後継者育成等に取り組むこと。

(2) 北方領土隣接地域の振興対策

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

9. 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講ぜられてきたが、今日においても、社会的身分、門地、人権、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、最近においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別表現の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。